



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 688 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)
 - 689 計画型地理情報システム運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
 - 690 平成19年度狩猟免許試験の実施 (環境生活総務課)
 - 691 平成19年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施 (")
 - 692 有害図書等の指定 (青少年課)
 - 693 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 694 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 695 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
 - 696 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
 - 697 " (")
 - 698 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
 - 699 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (")
 - 700 救急診療所の廃止 (医務課)
 - 701 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 702 住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
 - 703 貴志川土地改良区の諸井堰管理規程変更の認可 (")
 - 704 保安林の指定 (森林整備課)
 - 705 " (")
 - 706 " (")
 - 707 " (")
 - 708 公共測量の終了 (技術調査課)
 - 709 " (")
 - 710 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 - 711 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 712 " (")
 - 713 " (")
- 公安委員会告示
 - 22 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 公告
入札公告 (情報システム課)

告 示

和歌山県告示第688号

和歌山県電子計算機の賃貸借等契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権の設定
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
290,376,624円(うち消費税及び地方消費税の額13,827,456円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第689号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、計画型地理情報システム運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事業

計画型地理情報システム運用支援及び保守業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 7の(4)に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年5月25日(金)から平成19年6月1日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月5日(火)午後4時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(2) 日時

平成19年5月29日(火)午後1時30分から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年5月29日(火)から平成19年6月5日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内
電話番号 073-441-2404
(ファクシミリ番号 073-428-1136)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録されている者であること。

(5) 2の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年6月8日(金)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年6月12日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年6月15日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第690号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、平成19年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月11日	水	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月11日	水	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月11日	水	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月26日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月26日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令並びに猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第67号)による改正前の法第39条第3項の規定による網・わな猟免許(以下「旧免許」という。)を現に受けている者又は第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

(1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、住所地を管轄する振興局担当課に狩猟免許申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受験を希望する試験日の14日前までに申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許手数料

5,300円(和歌山県証紙)とする。ただし、旧免許を現に受けている者又は第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては4,000円とする。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けている者は、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書

8 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第691号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、平成19年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月25日	水	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1

8月24日	金	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月24日	火	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
7月18日	水	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性検査及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成16年9月15日から平成19年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許更新講習及び適性検査受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、住所地を管轄する振興局担当課に狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習開催日の10日前までに申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

- (1) 写真1枚
最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。
- (2) 狩猟免許更新手数料
2,900円(和歌山県証紙)とする。
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証

する医師の診断書

7 その他

講習及び適性検査開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第692号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年5月15日指定した。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話マッドマックス 6月号	15279-06	コアマガジン
月刊誌	ザ・ベストスペシャル 6月号	14077-6	ベストセラーズ
月刊誌	ザ・ベストマガジン 6月号	14003-06	ベストセラーズ
雑誌	フラッシュ・EX 5/30号	27726-5/30	光文社
雑誌	エキサイティングマックス vol.5	15232-6	ぶんか社
雑誌	サーカスマックス vol.4	04046-06	ベストセラーズ
月刊誌	ケータイバンディッツ 6月号	13319-06	ミリオン出版
雑誌	BLACK BOX vol.08	08842-06	パウハウス
月刊誌	特冊新鮮組 6月号	06681-6	竹書房
月刊誌	NITRO-X 6月号	07111-6	雄出版
月刊誌	実話ドキュメント 6月号	05267-6	竹書房

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第693号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があつたので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市新万3-19	訪問看護ステーションふるさと	田辺市新万3-19	訪問看護	平成19.3.31
有限会社紀の国ホームヘルプサービス	御坊市藪825-17	有限会社紀の国ホームヘルプサービス	御坊市藪673	訪問介護	平成18.1.31
有限会社アルバ	海南市阪井955	新町調剤薬局	海南市日方1271-65	居宅療養管理指導	平成19.3.31

和歌山県告示第694号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
野田栄子	海南市名高179-5	あおぞら薬局	海南市名高179-5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.5.11
有限会社夢	海南市船尾179	デイサービスセンターかがやき	紀の川市貴志川町北山518-3	通所介護・介護予防通所介護	平成19.4.13
有限会社夢	海南市船尾179	ケアプランセンターかがやき	紀の川市貴志川町北山518-3	居宅介護支援事業	平成19.4.13
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	のぞみデイサービスセンター	岩出市山591	通所介護・介護予防通所介護	平成19.5.1
有限会社紀の国ホームヘルプサービス	御坊市藪825-17	有限会社紀の国ホームヘルプサービス	御坊市藪825-17	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.5.2
有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市中万呂869-40 NTビル301号	訪問看護ステーションふるさと	田辺市中万呂869-40 NTビル301号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.4.1

和歌山県告示第695号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062490036	社会福祉法人紀成福祉会	田辺市鮎川字向越1313番地	笠原達司	鮎川園指定訪問看護ステーションたいよう	田辺市鮎川字向越1313番地	訪問看護	平成18.3.1
3071600138	有限会社あいぼ	有田郡湯浅町湯浅1690-1	出口信喜	居宅介護支援事業所あいぼ	有田郡湯浅町湯浅1690-1	居宅介護支援	平成19.3.31
3071000479	医療法人南労会	大阪府大阪市港区弁天2丁目1番30号	松浦良和	医療法人南労会デイサービス森のこかげ	橋本市岸上22-1	通所介護	平成19.4.30
3071300366	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	森嶺	ニチイケアセンター紀北	橋本市高野口町伏原267-1	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.4.30

3061590018	有限会社田中ケアサービス	有田市宮崎町359-2	田中照久	訪問看護ステーションたなか	有田市辻堂35-13	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.4.30
3070100064	株式会社シルバーネスト	和歌山市秋葉町43-5	越野幸子	訪問介護シルバーネスト秋葉	和歌山市秋葉町43-5	通所介護・介護予防通所介護	平成19.5.1
3070105279	有限会社ハートフルコーポレーション	和歌山市鳴神549番地の3	妙中真弓	和佐ヘルパーステーションふれあい	和歌山市欄宜66番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.5.1
3070103415	NPO法人総合福祉環境管理協議会	和歌山市中之島710番地の3	塩路英士	よつ葉	和歌山市上野537番地の5	居宅介護支援	平成19.5.15

和歌山県告示第696号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
皆楽園訪問看護ステーション	皆楽園老人訪問看護ステーション	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.4.1
ニチイケアセンター田辺	アイリスケアセンター田辺	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.4.1

事務所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
ヘルスケアワム(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)	海南市南赤坂11和歌山リサーチラボ306号	海南市南赤坂11和歌山リサーチラボ201-A号	平成19.4.1
ヘルパーステーションいちご(訪問介護・介護予防訪問介護)	伊都郡かつらぎ町佐野799	伊都郡かつらぎ町佐野913	平成19.4.20
訪問看護ステーションあしたば(訪問看護・介護予防訪問看護)	伊都郡かつらぎ町佐野799	伊都郡かつらぎ町佐野913	平成19.4.20
さくらんぼ訪問介護事業所(訪問介護・介護予防訪問介護)	田辺市新万7-15	田辺市学園16-2	平成19.4.20

和歌山県告示第697号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第698号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100315	社会福祉法人ハッピーステーション	児童デイサービス	事業所の所在地	和歌山市紀三井寺534-6	和歌山市杭ノ瀬243-6	平成19.4.1

和歌山県告示第699号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき

公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

30301000 55	楠見ケアプランセン ターすずらん	事業所の所在地	和歌山市大谷42-4	和歌山市楠見中295-5	平成 19.3.1
----------------	---------------------	---------	------------	--------------	--------------

和歌山県告示第700号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第2項の規定に基づき、次の救急診療所から廃止の届出があったので告示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	救急業務 廃止年月日
坂中内科	紀の川市花野91-4	平成 19.4.30

和歌山県告示第701号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)スーパーセンターイズミヤ川辺稲井店
和歌山市川辺字稲井43番1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男
大阪市西成区花園南一丁目4番4号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男
大阪市西成区花園南一丁目4番4号
その他未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年1月11日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,130㎡

- 駐車場の収容台数
1,019台
- 駐輪場の収容台数
300台
- 荷さばき施設の面積
326㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
60.5㎡
- 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前零時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午前零時30分
- 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午前零時
- 届出年月日
平成19年5月10日
- 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年5月25日～平成19年9月25日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第702号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	田村勝	岩出市安上111番地の5
理事	大谷昌己	岩出市根来893番地
理事	増尾成紀	岩出市堀口52番地の3
理事	三舟宏	岩出市尼ヶ辻19番地
理事	高井勝幸	岩出市西安上106番地の1
理事	上田正治	岩出市波分124番地
理事	瓦間茂	岩出市根来899番地の2

理事 中井康夫 岩出市根来740番地の3
 理事 平野建 岩出市根来1377番地
 理事 中谷隆吉 岩出市安上257番地
 理事 池浦清隆 岩出市金池363番地の1
 理事 細濱剛 岩出市金池147番地
 理事 小橋裕巳 岩出市波分128番地
 理事 中井孝 岩出市曾屋121番地の1
 監事 佐谷誠 岩出市根来1235番地
 監事 豊田隆昭 岩出市根来1245番地
 監事 幡井一郎 岩出市安上107番地の3
 監事 中畑善行 岩出市赤垣内54番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	高井角二	岩出市安上209番地
理事	栗山豊治	岩出市安上79番地
理事	中畑悦男	岩出市赤垣内71番地
理事	増尾康夫	岩出市堀口118番地
理事	竹田義晴	岩出市根来1226番地
理事	糸正和	岩出市波分49番地
理事	高井勝幸	岩出市西安上106番地の1
理事	早苗美喜子	岩出市根来1373番地
理事	谷口博	岩出市根来493番地
理事	崎山佳久	岩出市根来1351番地
理事	西口正芳	岩出市根来1197番地
理事	山本達夫	岩出市根来1192番地
理事	下津昌幸	岩出市根来1252番地
理事	勢田隆司	岩出市安上180番地の1
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
監事	細濱剛	岩出市金池147番地
監事	藤平順次	岩出市湯窪93番地の1
監事	小橋裕巳	岩出市波分128番地
監事	土生川哲也	岩出市波分55番地

和歌山県告示第703号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により貴志川土地改良区から申請があった諸井堰管理規程の変更について認可したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第704号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字古屋字池ノ谷456

の3、456の6から456の8まで、456の10から456の15まで、456の21、457

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ谷456の3・456の6・456の8・456の13(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第705号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中用川1780の24

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第706号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町姫川字ナギハタ130、

字市谷165の1、165の3、170、字白木屋谷171の1、175の1、
字クゼノ谷193

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第707号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町平井字岩井谷1057、1058、1060、1060の1、1063から1070まで、字砂淵東1111から1116まで、1118、1120、大桑字尾添谷323、323の1、324、山手字津呂679、680、683、684の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第708号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図

作成)

2 作業期間 平成18年12月8日から平成19年3月31日まで

3 作業地域 和歌山市松江中三丁目、松江西二丁目、松江北五丁目・同六丁目・同七丁目の各一部地域

和歌山県告示第709号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)

2 作業期間 平成19年4月13日から平成19年4月30日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市あけぼの、宝来町

和歌山県告示第710号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 浅間1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱6号を結んだ線は町道丸山浅間線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	浅間	井ノ脇	122	
2号	"	"	"	"	190	
3号	"	"	"	橋詰メ	184	
4号	"	"	"	"	174	
5号	"	"	川原河	筏繁	489	
6号	"	"	"	"	484	

2 本郷2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱5号を結んだ線は県道御坊美山線との官民境界、標柱4号と標柱5号を結んだ線は県道たかの金屋線との官民境界とし、その他の

各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	高津尾	本郷	1400-1	
2号	"	"	"	"	1400-1	
3号	"	"	"	"	1402-1	
4号	"	"	"	平割	621-1	
5号	"	"	"	"	617-4	

3 鳥居地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱6号を結んだ線は町道下平川線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	平川	鳥居	27	
2号	"	"	"	小田	905-5	
3号	"	"	"	"	905-5	
4号	"	"	"	鳥居	31	
5号	"	"	"	"	907	
6号	"	"	"	"	37	

和歌山県告示第711号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2923	紀の川市東三谷字七板164番2の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 19.5.16	6.00	40.51

和歌山県告示第712号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2938	岩出市中迫字打樋456番の一部、463番1の一部、465番の一部、里道、水路	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本義行	平成 19.5.16	6.00 5.00 5.00	24.75 47.10 10.88

和歌山県告示第713号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2934	御坊市藺字名戸田339番3の一部、日高郡美浜町大字田井字下垣内386番の一部、御坊市藺字名戸田339番3先里道の一部	和歌山市6番丁24番地 和歌山セキスイハイム株式会社 代表取締役 三宅啓孝	平成 19.5.17	6.00 4.00 5.00	37.63 19.55 10.06

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年5月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(1号)」という。)	平成19年7月17日(火)から平成19年7月20日(金)までの4日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	60名
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(1号)」という。)	平成19年8月20日(月)から平成19年8月28日(火)までの土曜日及び日曜日を除く7日間	同上	20名

2 講習の対象者

- (1) 特例措置講習(1号)を受講することができる者は、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者とする。
- (2) 新規取得講習(1号)を受講することができる者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話：073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

申 出 期 間
平成19年6月4日(月)から平成19年6月8日(金)まで(各日も午前10時から午後5時までの間)

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下

記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

受講申請書等の提出期間及び提出先については、講習の種別を問わず下記のとおりとする。

提 出 期 間	提 出 先
平成19年6月13日(水)から平成19年6月15日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)	和歌山県内の最寄りの警察署(受講予定者自身が提出すること。)

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けられた者は、上記4の(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 特例措置講習(1号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 旧資格者証の写し

イ 新規取得講習(1号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 上記2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のイに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(2)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書 各1通

b 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

- c 2の(2)のウに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- d 2の(2)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- e 2の(2)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- ア 特例措置講習(1号) 23,000円
- イ 新規取得講習(1号) 47,000円

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話番号：073-423-0110(内線 3027・3028)

公 告

入 札 公 告

計画型地理情報システム運用支援及び保守委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成19年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
計画型地理情報システム運用支援及び保守業務委託 1式
- (3) 調達役務の仕様等
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(5) 契約期間

平成19年6月20日から平成23年3月31日まで。ただし、本契約は、自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第689号に規定する平成19年度計画型地理情報システム運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成19年5月25日(金)から平成19年6月1日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月5日(火)午後4時までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

平成19年5月29日(火)午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年6月20日(水)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年6月20日(水)午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県庁南別館内

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。